きは0.0とする。 ［略］				
［二・三　略］	［略］	［略］	［略］	
四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.1 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［略］	
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α×0.3）／A 算式の符号 ［略］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B－1.219）×B×2.97＋（E／C－1.192）×C×0.18 （D／B－1.219）又は（E／C－1.192）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［略］	

［２　略］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［略］

［２　略］

３　当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したもの（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

ると きは0.2とする。 ［同左］				
［二・三　同上］	［同上］	［同上］	［同左］	
四　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 ｛（B－A）／A｝×0.3 B－Aが負数となるときは、0とする。 ［同左］	
五　従業者数急減補正	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	算式 （α×0.5）／A 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によつて算定した数 算式 （D／B－1.219）×B×2.87＋（E／C－1.192）×C×0.22 （D／B－1.219）又は（E／C－1.192）が負数となるときは、それぞれ0とする。 ［同左］	

［２　同上］

（「災害復旧費」に係る補正の方法）

第十七条　［同上］

［２　同上］

３　当該地方団体の標準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体の区分に従い、それぞれ下欄に定める方法によつて算定したもの（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。